

# 財分野の生産物分類の把握について

※財分野:製造業、鉱業、卸小売業

令和5年11月13日

総務省統計局

経済産業省大臣官房調査統計グループ





## I、具体的な考え方

第1回でお示しした「基本的考え方」（以下、参照）を踏まえつつ、令和8年センサスの調査品目分類（以下「品目」）と統計表の表章上の産業分類の具体的な変更（選定）にあたっては、以下（1）～（6）の考え方をベースに、利活用の実態及び報告者負担に配慮し実施。

- （1）**生産物分類（統合又は詳細）への整合**
- （2）引き続き、我が国製造業、鉱業、卸小売業の実態を把握し、**可能な限り統計データの継続性を確保**
- （3）製造業及び鉱業の品目は、直近センサスの結果データから、**実績なし及び秘匿の恐れ※**があるもの、**市場規模**が当該地域・当該中分類に対し**小さなもの**は、**原則、他の品目と統合**。  
（※「秘匿の恐れ」：全国値・47都道府県値において、現に秘匿となっているものや、今後、秘匿となりそうなもの）
- （4）第1回研究会（本年8月）の委員の皆さまや省内外の関係者からの**ご意見（利活用の実態）に配慮し変更（選定）**
- （5）製造業の品目は、長年、変更していなかったことから一部品目の「**その他の～**」「**他に分類されない～**」などの製造品出荷額が、大きくなっている。この中には、**一定規模の市場**が形成されているモノもあることから可能な限り取り出し、**新規品目として設定**。
- （6）次回、日本標準産業分類改定にも整合

### 〔基本的考え方〕 ※第1回研究会より（2023/8/4）

○令和8年調査では、生産物分類の導入の目的を踏まえ、国民経済計算、SUT推計等の利活用を詳細に把握した上で、必要な粒度の品目を検討。その際、地方公共団体等の意見を踏まえ、調査の持続可能性の観点から、**可能な限り簡素化**を検討

○また、製造業品目の変更に伴う機械格付が困難になる状況を踏まえ、統計表における産業分類は、サービス分野と同様に、**産業小分類を基本とし、産業細分類表章の必要性が認められる産業のみ個別に措置**

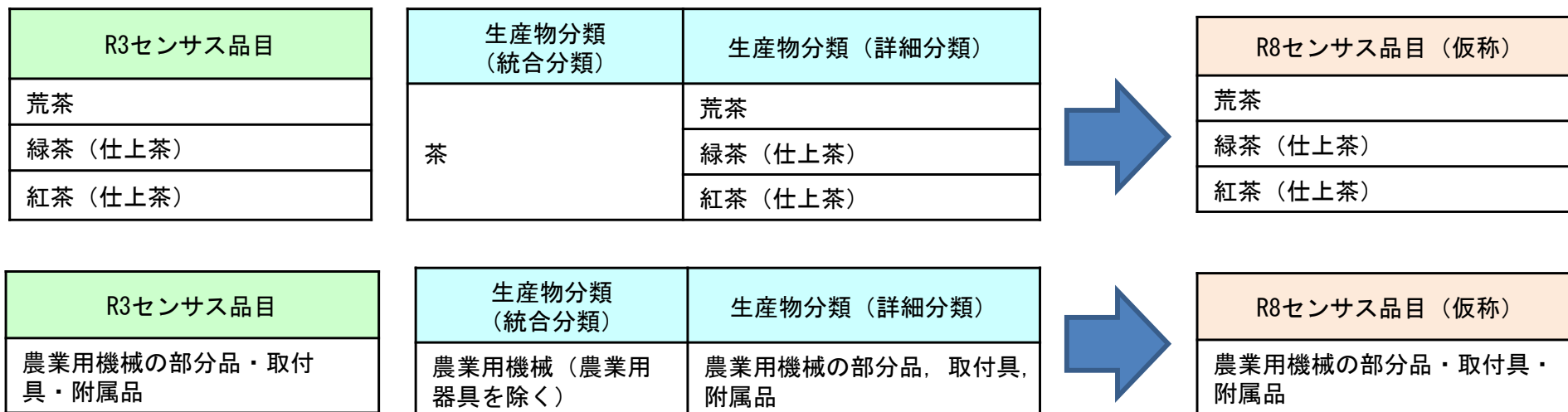
# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## II、具体的な選定について ※品目に係る数値は一部調整中

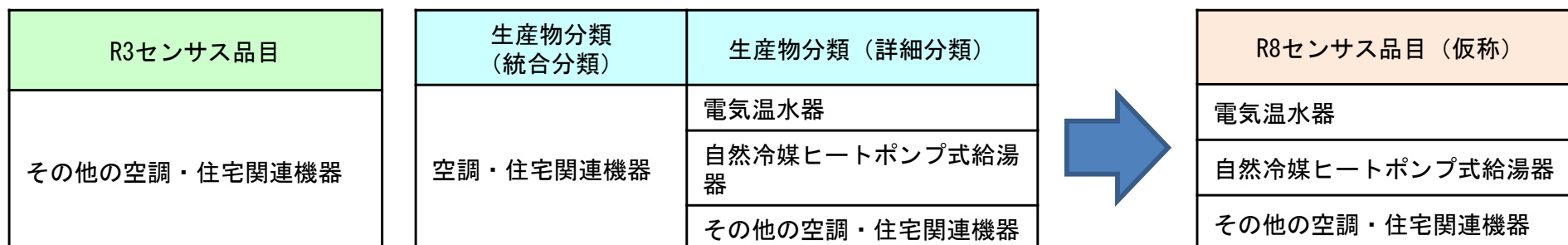
### 1. 製造業の品目⇒生産物分類（詳細又は統合）への整合：97.7%

品目数は、現行、1,809個⇒変更後、1,581個

#### (1) 詳細分類と1対1で対応しているため、**詳細分類を選定**：72.4%



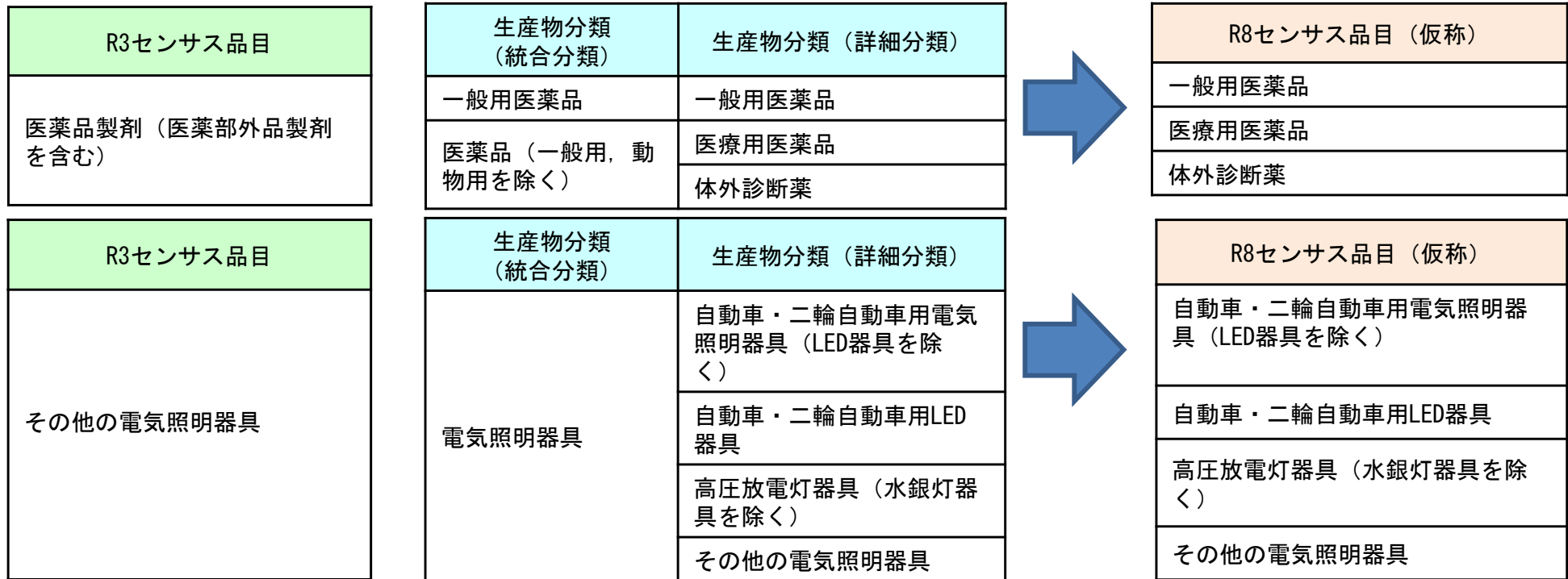
#### (2) 需要先は同一であるが、製造業の実態を的確に把握するため、**詳細分類を選定**：2.9%



⇒製造業の品目は、旧工業統計調査の時代からの長い間、品目を変えずに実施。特に「その他の～」と名がつく品目には、市場規模が大きくなっているものもあることから、現在の製造業の実態を的確に把握する観点から分割。

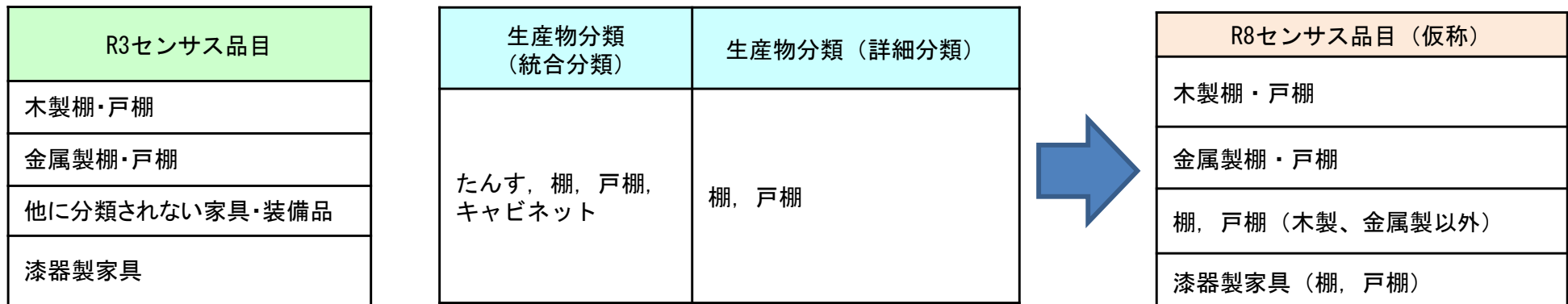
# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (3) 需要先が異なるため、**詳細分類を選定**：1.6%



⇒詳細分類に対応させるように分割しても秘匿になる恐れがなく、「その他の～」と名がつくものの中には、市場規模が大きくなっているものもあることから、現在の製造業の実態を的確に把握する観点から分割。

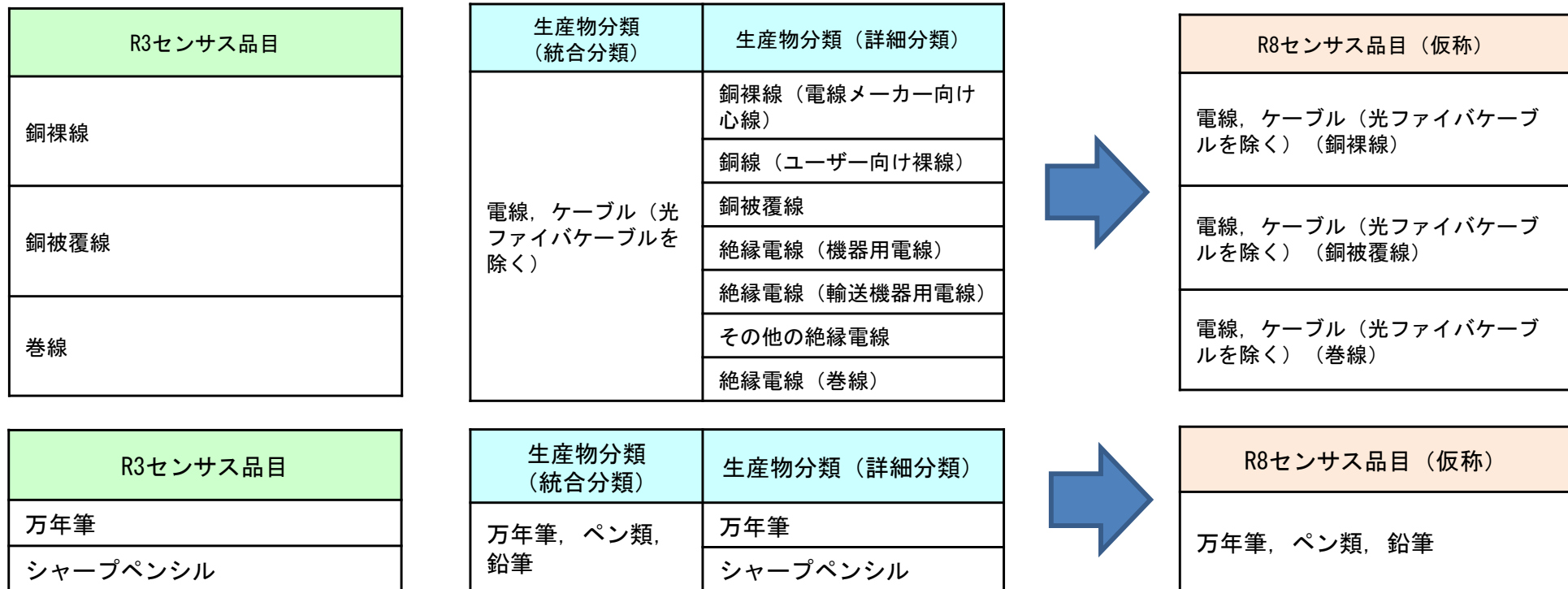
## (4) 需要先は同一であるが、**産業中分類を跨いでいることから細かく分割し**、**詳細分類を選定**：0.9%



⇒「漆器製家具」は、産業中分類「32その他」で、これ以外は産業中分類の「13家具」。詳細分類をさらに分割することで産業中分類の跨ぎにも対応。

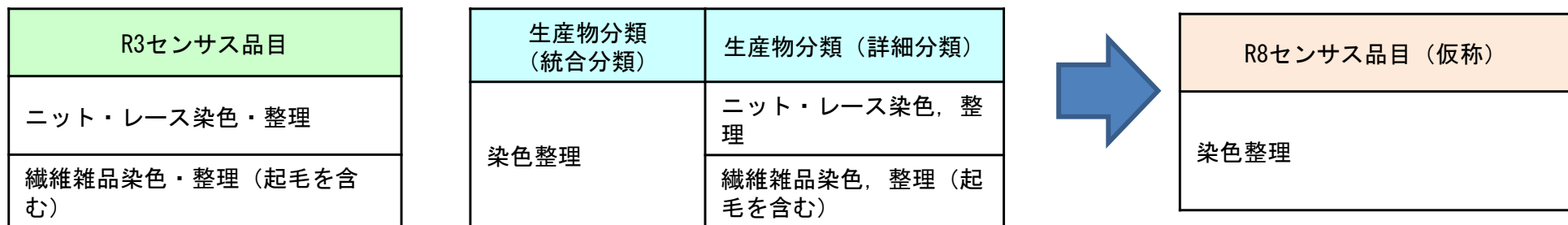
# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (5) 需要先が同一であるため、**統合分類を選定**：18.6%



⇒事業所数が少ないため詳細分類に分けることが出来ないものや他の統計調査において既に全部対象で調査を実施しているものは統合分類を選定。

## (6) 需要先が同一であるため、**統合分類を選定**。事業所数が少ないため、**産業細分類を統合**：0.5%



⇒品目統合することで産業細分類も統合となるケース。産業細分類「1147 ニット・レース染色整理業」と「1148 繊維雑品染色整理業」は統計表上統合し表章。

# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

(7) 需要先は同一であるが、一物品目は事業所数が少ないため、関連する生産物分類をまとめて選定（**統合分類には整合**）：0.8%

R3センサス品目
軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下）（シャシーを含む）
普通乗用車（気筒容量2000mlを超えるもの）（シャシーを含む）
バス
トラック（けん引車を含む）
バス・トラックシャシー

生産物分類（統合分類）	生産物分類（詳細分類）
自動車 （二輪自動車を含む）	軽乗用車（シャシーを含む）
	小型乗用車（シャシーを含む）
	普通乗用車（気筒容量2000mlを超えるもの）（シャシーを含む）
	小型バス（シャシーを含む）
	大型バス（シャシーを含む）
	軽トラック（シャシーを含む）
	小型トラック（ガソリン車、シャシーを含む）
	小型トラック（ディーゼル車、シャシーを含む）
	普通トラック（ガソリン車、シャシーを含む）
	普通トラック（ディーゼル車、シャシーを含む）
	トラック（けん引車、シャシーを含む）

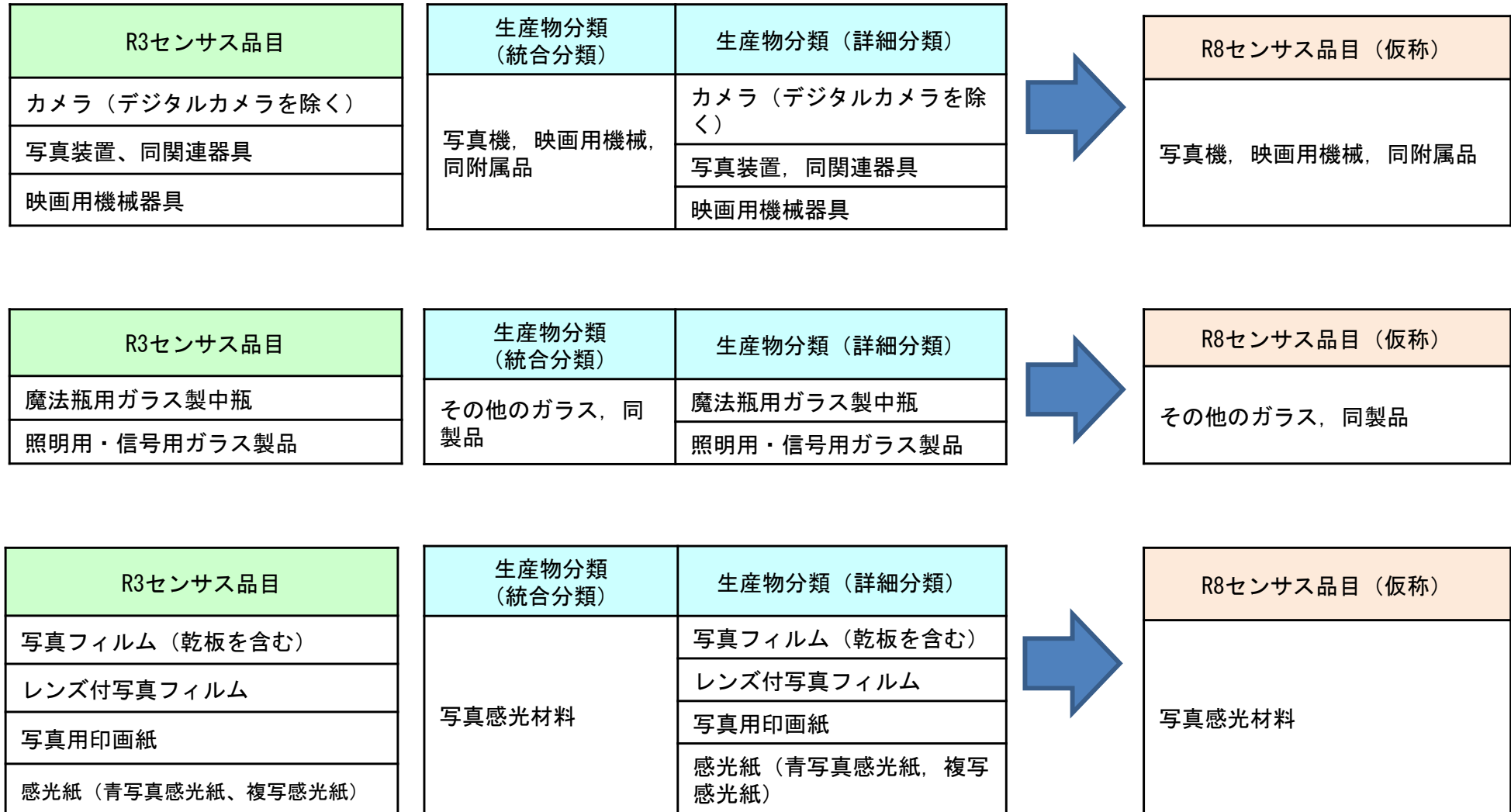


R8センサス品目（仮称）
軽乗用車（シャシーを含む）
小型乗用車（シャシーを含む）
普通乗用車（気筒容量2000mlを超えるもの）（シャシーを含む）
乗用車（HEV車、PHEV車）★
乗用車（電気自動車、燃料電池車）★
バス
軽トラック
小型トラック
普通トラック
トラック（けん引車）
トラック、バス（HEV車、PHEV車、電気自動車、燃料電池車）★
バス・トラックシャシー

⇒事業所数を見つつ、可能な限り詳細分類に近づくよう分割を実施。なお、★印は製造業の実態を的確に把握するため新たに取り出す品目。

# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (8) 需要先は異なるが、事業所数が少ないため、**統合分類を選定**：1.3%



⇒事業所数が少ないためやむなく統合分類を選定。



# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (9) 需要先は同一であるが、事業所数が少ないため、関連する生産物分類をまとめて選定：1.0%

R3センサス品目	生産物分類 (統合分類)	生産物分類 (詳細分類)	R8センサス品目 (仮称)
組ひも	靴・履物用材料, 同附属品	靴・履物用材料, 同附属品	靴・履物用材料, 同附属品 (革製を除く)
繊維製履物			
靴型、靴芯(材料のいかんを問わない)(木材)			
木製履物(台を含む)			
ゴム底布靴			
総ゴム靴			
ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)			
ゴム製履物用品			
プラスチック製靴			
プラスチック製サンダル			
プラスチック製スリッパ	その他の履物	競技用靴	履き物 (革製を除く) プラスチック製
その他のプラスチック製履物、同附属品、プラスチック製草履等		作業用靴	
		他に分類されない靴, 履物	
			他に分類されない靴, 履物 (革製を除く)

## (10) 「その他の～」 「他に分類されない～」の中で一定規模の市場が形成されているモノは、新規品目として設定。

「センサーデバイス」「永久磁石」「ワイヤーハーネス」「生理用品」などや経済安全保障上の特定重要物資（半導体関連等）に指定されている品目など複数の新規品目候補がある。今後、関係者と調整の上、回答の実現可能性が確認できたものを採用する予定。

# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (1 1) 加工賃収入額 (現行 5 5 4 個)

- 現在は、製造工場の生産活動の実態を把握する必要から統計表の表章単位（産業細分類）に1つ設定。従って、産業細分類の機械格付けでも重要なデータとして利用。
- 引き続き、製造工場の生産活動の実態の把握が必要なことや、関係者による利活用の実態があり、今後も同レベルでの存続要望が多くあることから、一部の産業を除き、現行と同じレベルで加工賃収入額の品目を設定する。

## 2. 鉱業 (現行 3 6 個⇒変更後 3 4 個)

### (1) 需要先は同一であるが、鉱業の実態を的確に把握するため、**詳細分類を選定 : 88.2%**

R3センサス品目	生産物分類 (統合分類)	生産物分類 (詳細分類)	➔	R8センサス品目 (仮称)
砂, 砂利, 玉石	採石, 砂, 砂利, 玉石	かんらん岩		かんらん岩
		オリビンサンド		オリビンサンド

### (2) 需要先が同一であるため、**統合分類を選定 : 11.8%**

R3センサス品目	生産物分類 (統合分類)	生産物分類 (詳細分類)	➔	R8センサス品目 (仮称)
酸性白土	その他の鉱物	酸性白土		その他の鉱物
滑石		滑石		

- (3) 国内のエネルギー資源の推計において、より精緻な推計を行うため「天然ガス」の細分化の要望あり。関係者と調整の上、回答の実現可能性が確認できたものを採用する予定。

# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## 3. 卸小売業 (現行の品目数は 卸売業104個、小売業90個⇒変更後、卸売業102個、小売業82個)

### I. 具体的な考え方

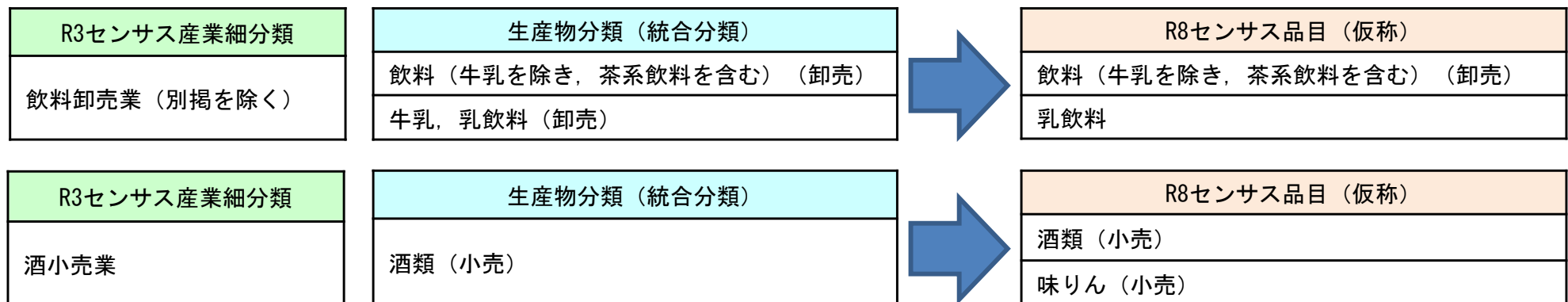
- 基本的に生産物分類（統合分類）に整合。
- 可能な限り産業細分類と対応させつつ、生産物分類（統合分類）と合わない場合は生産物分類を採用し、産業小分類（一部）に対応。

### II. 具体的な選定について

(1) 産業細分類と統合分類が1対1で対応しているため、**統合分類を選定**：卸39.2%、小37.8%



(2) 産業細分類と統合分類を複数に分ければ対応しているため、**関連する生産物分類をまとめて選定**：  
：卸30.4%、小34.1%



⇒「みりん 小売」は、統合分類では「調味料」。この「調味料」から「みりん」を取り出し新たに品目設定し、「酒類（小売）」と合わせることで「酒小売業」と整合。

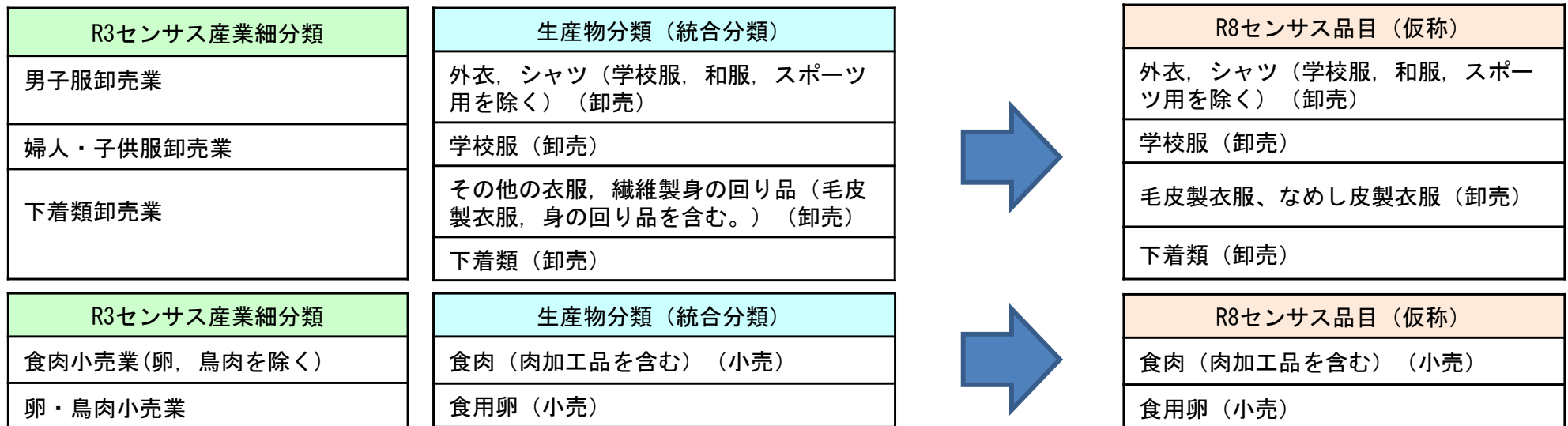
# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (3) 関連する生産物分類をまとめて選定することで産業細分類に対応：卸20.6%、小22.0%



⇒産業細分類と整合する統合分類を束ね新たな品目を設定。

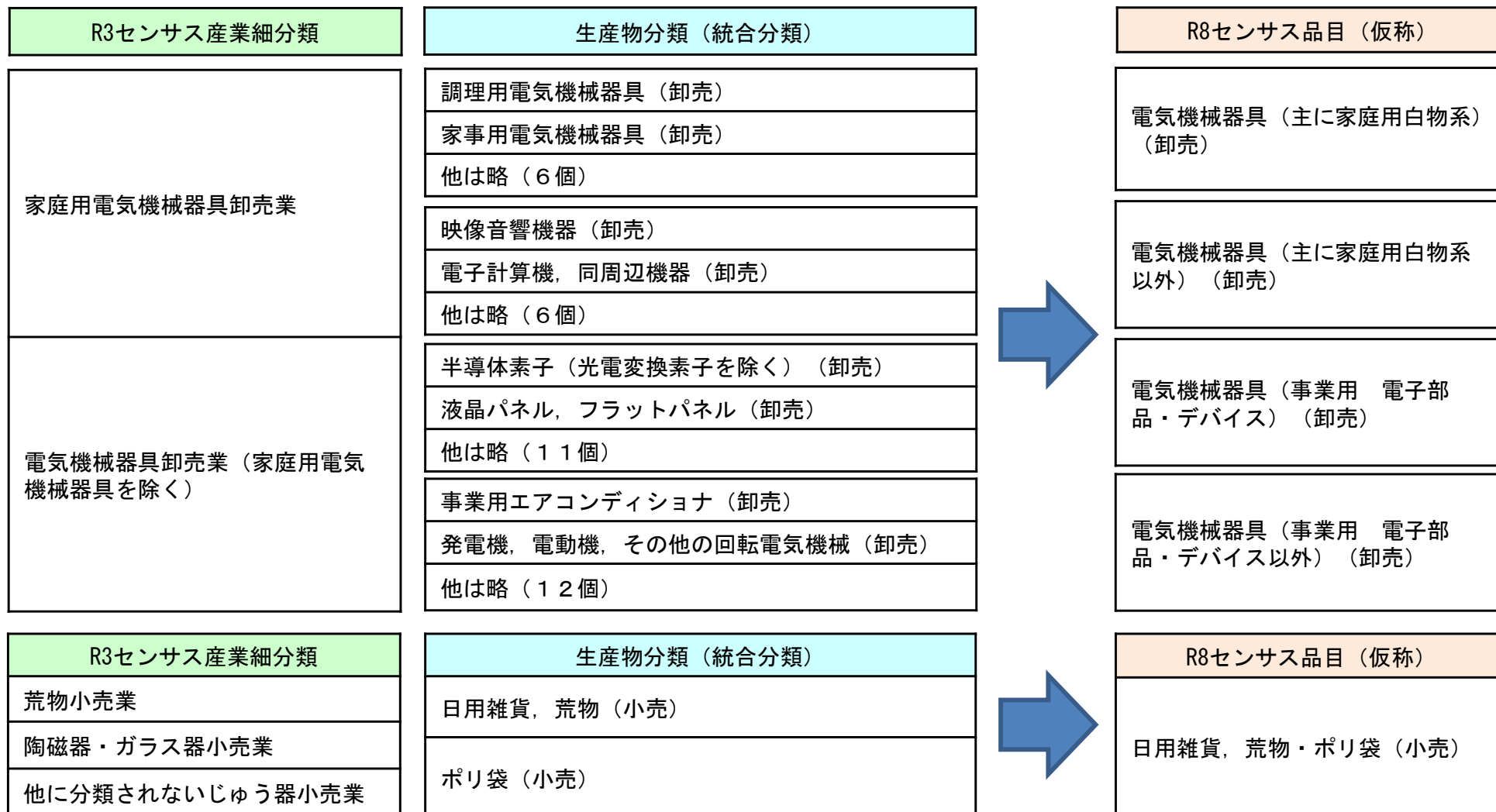
## (4) 統合分類等を複数選定することで産業小分類に対応：卸3.9%、小2.4%



⇒統計利用者の利用実態を踏まえ、産業小分類と対応する複数の統合分類を選定。産業小分類は「512衣服卸売業」、「583食肉小売業」

# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (5) 関連する統合分類をまとめて選定することで産業小分類に対応：卸4.9%、小1.2%



⇒統計利用者の利用実態を踏まえ、統合分類を一定に束ねた上で産業小分類に対応。「543電気機械器具卸売業」は、対象となる統合分類が多いことから、上記のように関連する統合分類を4つのグループに束ねて新たな品目を設定。  
 「602じゅう器小売業」も関連する統合分類を束ねて新たな品目を設定。

# 製造業、鉱業、卸小売業の生産物分類への対応について

## (6) 個別要因で品目を特掲：卸1.0%、小2.4%

R3センサス産業細分類
他に分類されないその他の卸売業

生産物分類（統合分類）
特殊景品（卸売）



R8センサス品目（仮称）
特殊景品（卸売）

⇒景品交換所(パチンコ)を特定するため設定

R3センサス産業細分類
新聞小売業

生産物分類（統合分類）
新聞（小売）



R8センサス品目（仮称）
新聞（定期購読されるもの）（小売）
新聞（定期購読を除く）（小売）

⇒消費税率が異なるため、統合分類を2つに分けて設定

## 4. 統計表の表章上の産業分類（製造業、卸小売業）

- (1) 関係者（省内外）において利活用の実態があり、現行の産業細分類の存続要望が多くあることや統計データの継続性の確保を図る観点から、一部の産業を除き、末端の産業分類レベルは産業細分類を維持する方向で検討する。
- (2) 産業細分類の機械格付けは、一部品目について、細かく設定するなどの工夫を行って、現行の実施方法を維持する方向で検討する。